

と氣さう。ゆめを山雲なり。今の氣は貴人の氣さう。いふ
てさきとゆめより万事あり。古今の變化はいつか。いふ
し。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。

安永四年己未五月十六日

伊智平貞丈自史考

昔像辨

平貞丈著

少師の天神の自画の像といふ。世は多く有り。そのまをさる。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。

昔像相といふ。我像を画する人いふ。いふ。

菅公相無実の罪とあり流罪よめいあまひし事と
 恨こころを深く懐りて雷よけり清涼殿よ居て人と
 ばかを殺しありといふ信託と傳こと思ひて西相と怒り
 ある神よ馬あつたるよまはし菅公相の人ことと云ふん
 一と悪人の魂をばさす物の生霊死霊の人と云りたら
 ばたふひとある一やうなありといふ事ありた事記
 の事と云ふ事伝ありまよあまひ菅公家後草といふ
 古書めい菅公相流罪よ流罪よ伝ひ一時の待
 ちと云ふ事ありその書の記もと云ふ事あり
 九月十日と云ふの記あり

去年今夜侍清涼

秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此

捧持毎日拜餘香

と云えありけり心の去来昌泰二年九月十日今日と
 日一りよ清涼殿に侍候せしに秋と思ふといふ歌と下
 給ひよかの人と違ひて我指ハ揚の形も知と知り
 ハ事と懐りて秋思よ事よせん袖と伝りまじし
 懐りといふ若その付よらと云ふて御衣と下し給り
 一その御衣と云ふ事ありて今世新よその御衣
 と云ふ指けおて御衣の香の今まを懐りてあるを毎日

借るへく人さきん恨と怒りて雷少和り流ひしりな
佛りの物後有りくく怒りなすのさししるあか
貴く何建恨と怒りて雷と和り人さ津を教へ事しと
いふ穢しも浅しし事なりし朝信治西鏡小菅
正相乃流衆ハ延喜元年也同二年豊せき畢雷乃
清原返り流ハ延長八年也その間廿八年なり忠信何
そ君と恨まん是いつ何そ二十八年と傳へん是是二つ時平
小徒黨しそ見叱せし傍と深く光藤原定國杯の傳
は并時平こそさあふ死く色その子依をばく教へ
またわりのいもく平帝世に在る遠藤雷たか流教
さる是三つ其後朱雀天皇の承平小東大延暦西寺の
雷火も菅原相の靈なりとさなり佛りなり奇めさとい
んと賢人と思くたれとそ浅しきことんえありこの後
理ゆ付しりさかきハ天神の像の面相と怒り多る形も画
くいさし佛りなり菅原相の自画もかくのよき事は
必定ぬき事なり

天神の像乃紫衣とあは紫衣も画くハ悪き事
天神の像の紫衣と強紫衣に画くハ佛なり強紫衣と
云ハ衣文と名有り麻布のちのひく小のりこそく付そ
紫衣の下よかきこの衣文と付そ肩の邊た衣の背の邊

そのハ紫衣の形をあるハ内よりはきこりたるふり
後あるとさなりかしのふりこり事ハ鳥羽院と花園大
長有仁公と仰合さまを神の給ひしとありし事續世紀
物傳と神皇正統記海人藻苅等あるえあり菅丞相
の時代共強弱あるはさまその侍肩の通りあひどの
辺鳥羽ありぬの前後あり九しとありし飾り画く
一とあり紫衣の始り鳥羽院の御代ハ菅丞相在世の
延喜元年よりハ鳥羽十年とあり後よりさまハ菅丞相
の自画の像ハ強弱あるハありき事ありしとあり
菅丞相の御のりし中より國さけの冠ハありし
此事ハ下りあり

菅公の像 袍の色の変

菅家御傳記曰昌泰二年二月十四日為右大臣 右近衛大将
如元深光寛

平九年七月十三日
叙正二位見于同記

此時正三位右大臣也衣被令の定法諸臣の初被一位深
紫三位以之淺紫あり志かきしと後よりありたるも
多し自ハ純略又曰嵯峨天皇弘仁元年九月戊戌朔壬戌
是日制大臣身帶二位者聽著中紫今宜改著深
紫又諸王二位已下五位已上及諸臣ノ二位三位者依
令條淺紫今改著中紫又云大同二年制ニ四位已上

不得服用者今聽五位以上服用○延喜彈正式
曰凡天臣帶二位者朝服著深紫諸王二位已下
五位已上諸臣二位三位並著中紫云云云々の
文を以て考ふれば菅公云々の位右大臣の時の像なるは
袍の色中紫ぬ毛と云々 梓五丈深紫といふハ紫ぬ毛
を極深く濃くして黒く成り多々といふ云々ハ紫子
の紫ぬ毛深くして黒き云々とし浅紫ハ常ぬ毛といふ
毫ぬり深紫ぬ毛對して浅紫といふなり 菅紫と云ふ
ハ何れハ中紫といふハ深紫と淺紫との中間の毛ぬり
也云々と考ふべし又云菅紫といふハ常ぬ毛といふなり

同記曰延喜元年正月七日授從二位

此時從二位右大臣也上り純せふ弘仁延紫の制
大臣帶二位者著深紫とありて考ふれば菅

公從二位右大臣の時の像なるは袍の色深紫ぬ毛

といふ云々 十一年 深紫の毛上り純せふ云々ハ菅

といふ云々 同記曰同月廿五日

任太宰權帥罷 右大臣右衛門大將 此時從二位とハ罷りしは

同じく從二位太宰權帥なり上り純せふ弘仁延紫

の制を以て考ふれば菅公從二位の像なるは

ら多々なり故ハ深紫ハ著るハ諸臣の二位三位

著中紫と可まハ此所の像なりハ中紫なり
年五十七 中紫の龜の事ハ上よき事なり

同記曰同三年二月廿五日薨于太宰府于時春秋五十九

此時從二位太宰権帥なり 且中紫贈曰延喜三年二月廿五日丙申從二位太宰権帥道真薨西府十年九上中紫下 弘仁延喜の制と云々考ふるハ此所の像なりハ袍の色中紫なり 既云前云云同

同記曰延長元年四月廿日贈正二位復本官 右大臣
此時贈正二位右大臣なり 此所の像ハ上よき事なり 從二位右大臣と同一く袍の色と云々考ふるハ

同記曰正暦四年五月廿日贈正一位左大臣
此時贈正一位左大臣なり 衣袴令ハ一位深紫衣とあり 此所の像ハ袍の色深紫なり 弘仁延喜の制ハ正一位と二位と常々ハ大臣正位深紫衣と云々考ふるハ 事ハ上よき事なり

同記曰同田十月十九日贈太政大臣
此時贈正一位太政大臣なり 袍色上と同
菅公の像ハ延喜以前と贈友位と同一く袍色深紫衣太宰権帥少佐ハ延喜の間薨 此所の像ハ上よき事なり 袍の色中紫也

法紫の土めもさひしき紫を極濃くを染めたり
と云はれり
五倍子 鉄粉水
桃花葉葉
あまきゆりて画工作以糸乃
純と云はるる
の純の色も
紫の色も
人中華と云はるる事
同一物と云はるる事

純の文換の事

文ハ用いらるる事
又異文と云はるる事
文の定ハれ
又延喜御
以上朝服五位以下
法ハ
此續
輪無輪違雲雀等
の定ハれ
又
輪無輪違雲雀等
の定ハれ

ハ五位以上の朝被ハ綾と用ひ六位以下の綾と栴檀と
 の名刺と位刺とありて色の名刺とハ二ツの制度の事
 文の制度ハ男と女と別ニ國史にも朝被の制度沿革ハ
 見えぬ事とも純の文の制度と建ラ進シ事ハ見えぬ
 純ニ上古ハ袍の文ハ空ニハ或ハあるにほや或ハ人の
 好むも好むも何文もて用ひて文ハ物々事ハ形ハ
 成ラてさきハ昔皇家の像ハ純の文ハ何文もて画ヤ
 何文もて画ヤ形ハ何文もて画ヤ
 朝被ハ依の画工ハ菅家の像ハ藤ハ四葉草（注）
 云々長ク画ヤ年中行夏の繪の十六卷の中にも純の文
 ハ藤ハ四葉草ハさきハ見えぬ古画ハ野道風の像（青蓮）
院山門跡所藏 藤ハ四葉草の文を画ヤ（注） 其像ハ
 冠後の新帝ハ純ハ赤ハさきハ文ハ形ハさきハ付ハ古
 様ハ形ハ威信ハさきハ古画ハ形ハ又雲ハ形ハ綾ハさきハ
 あり物ハ能ハ有（文徳天皇の皇女也） の大長ハ御衣ハ雲鳥ハ綾ハ
 深ハさきハ深殿内侍ハあり事ハ延長ハ事ハ大和ハ倍ハ見え
 あり雲鳥ハ雲ハ鶴ハ事ハ延長ハ事ハ大和ハ倍ハ見え
 形ハさきハさきハ延長ハ事ハ大和ハ倍ハ見え
 藏ハ補ハありと鶴ハ延長ハ事ハ大和ハ倍ハ見え

鶴衣間舞曉風 本朝文粹朗詠 とくも袍の雲雀と
 指しとてわたり 菅家の家より雲鶴と画かん事ひ事
 小いあしし藻々四葉草の西様



雲鶴之図



後祿念院殿
 装束抄見
 えり

右藻四葉草の文ハ繪新土佐家の旧傳也
他の画家の放筆
 と交りてとて妻
 画する者 雲鶴ハ古層よりえ多り文あり
 此も新の申
 ぬし新よはるそ何きとも画し

袍乃袖長の事

一拾芥抄より一條院長保元年袍の袖口の個一尺八寸は成り同
二年一尺六寸は成りし由る元ありそきよりこのちまきより
御代衣文と云事始りし以來よく長くあり多かり今ハ
二尺餘りも成あり上古ハ餘り長くし續日也紀元明
天皇和銅元年八月制自今以後衣襟口潤八寸己と一尺以
下隨人大小為之云又拾芥抄云袍袖口潤五位以上一尺為
限五位以下八寸女又准此於格雜龜六年正月七日又延喜彈正式云
凡衣袖口潤無間高下同作一尺身已下其腋潤者一尺四寸

其衣文長袍音也云云

文より進ハ菅家の像の袍の長くちま画より短く
画也古画の少野道風の像の袍の袖はち短く画より
袖長大ぬる後代の風あり

裾の長さ事裾ハ下襷ノスリ也昔ハ下襷ニツキテ
アリシヲ今ハ切リテ別ニ用

一 百練抄之後堀川院寛喜三年四月廿四日若宮御百見也
今日出仕の人々裾可法変内々若願中宮亮資頼朝臣
奉行被仰下大尺八尺大袖云七尺中袖云六尺參後之位五
尺四位上下四尺云々飾物を假令大尺一丈四五尺大袖云一丈
二三尺中袖云一丈二尺參後八尺四位七尺カ但近年無
存す法之人ハ以長為先是隨人高下可斟酌其長

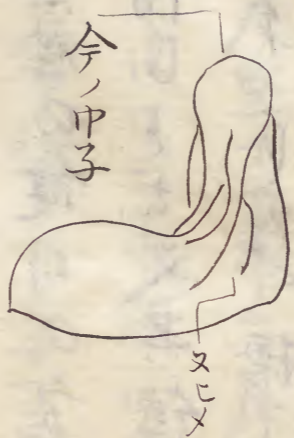
冠也後堀川院御代雖被定す法不拍制法カ云
かくのさき裾の長く作りたる後代の事作り上古の
冠作りし作り 統日本後化仁明天皇承和五年三月乙丑純
池田朝臣春野の事と記せし章小其裾離地差高袴
襪而見矣諸大夫皆驚云古之儀制志于唐國後
代尚効之春野衣冠古様と云えあり 諸大夫春野の
裾の冠と地とを好まざるを云ふと云ふ古様作りと云ふ
あり承和の昔は裾少長く作りて地と重し冠あり
し作りし冠も作りし作り 裾の端の地は着て作り
地は重く裾は画くがし 長くと曳行か画くは冠也

冠乃事

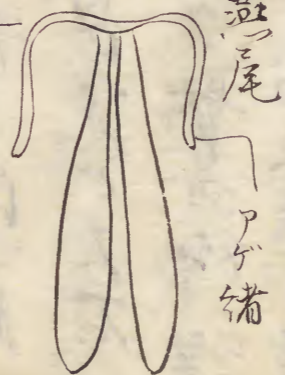
一今の冠は紙めそらりぬきよしを羅と云せを造りあり
りの作り又小くして広く入るは項に裁せ直作り又中子
の高くして并と貫あり古の冠はさめあり今今の如く
冠も鳥帽も圓く作りたる鳥羽院御代衣文と云事
の作りは宋の事作りし清の御衣は冠作りしけし
又その御の作りは西の御作りしは鳥羽の御作りし
前冠は多。人のかん袖もいひく人のきぬきもいひく
もいひく作りありありいひく人のきぬきもいひく

其らるるの如くあるものにていはるるは又はきく草に
 此の冠はわらじの如くありてはるるは又はきく草に
 人作の冠は古代の冠柄と作る人にも成はるる今
 不なり云云冠の中子後代より成り多る事と云はる
 按るる日本紀天武天皇十一年六月壬戌朔丁卯男
 結髪仍舊法紗冠云云同十三年閏四月壬午朔丙申詔男
 子有主冠冠而著括緒禪ハコナラ云云十一年紀は法紗冠とあり
 て十二年紀は冠制を改めし是事らんえん十二年紀も
 冠制を改めし是事らんえんて直は主冠と云ふは
茶少冠、即主冠の事
 之の如く紗冠はぬらと云主とい其形を以てなり
 主ハ上圓かして下方ゆる形ハ事小補韻會主 以て即後代
 の主鳥帽なり此主冠ハ紗ハ法ゆりてくわく
 くの如くも此主冠の健目の字と前と後ハ成して
 着ると後代主鳥帽と云又其健目の字とた石成
 て着ると云ふ額よりりそく撫て中り警の所警の額
 形めて繞りてせり小紐めて括緒ハ警の入る所今
 の中子の如くゆるり蓮尾緋の 其小紐めて折る
 魚一後代の緋の垂柳の如くゆるり皆ハゆるり只直宗
 下より 其の繪圖と云て懸者なり

圭冠 漆紗冠同



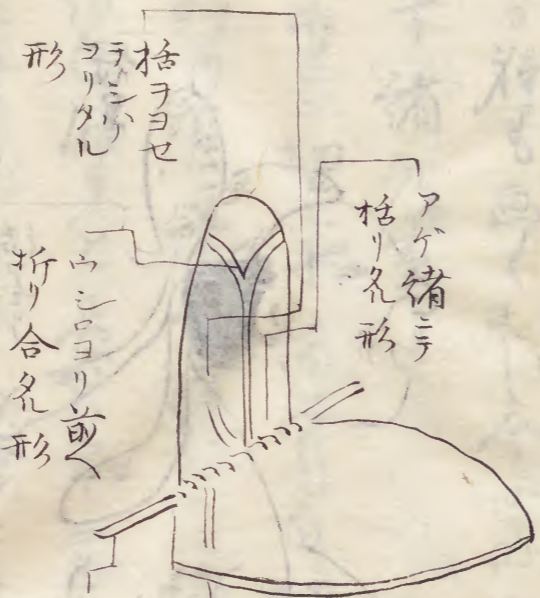
圭冠ヲ髪ノ所ニテ
絞リ寄ル体也



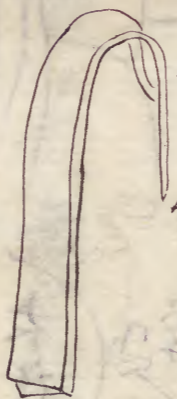
此小紐ニテ絞リ寄
ル所ヲ結フ

右愚拙の鑑形り 様下の図めて考也

今世ノ冠ニ古ノ圭冠ヲ括タル辨ノ在セル図



此物たるをヨリ古ノ圭冠ノ縫
モノ形ナリ
アゲ緒ノムスヒアメリ今ハ并ニナレリ



今世ノ縷

燕尾ニ似ス

又たみづのしやせり古画小野道風の像といふ下の方
袖と考へヌ

本圖大ナリ今
約シテ小クス

青蓮院御門跡所藏古画小野道風像



右より左へは、おきく菅公の像の冠上古ま冠と括を
着る白袴も画く、今世の冠ハ画はまきなり

平緒乃事

一 今世ハ切平緒を、切平緒を、い、いと、別よ、作りて
き、い、なり、其、續平緒、なり、続平緒と、い、いと、別よ、作らん
し、と、結ひ、ゆ、と、長、く、そ、あ、に、意、下、ら、ゆ、り、その、結ひ、ゆ
し、よ、あ、る、草、木、等、の、繪、を、繡、か、そ、その、端、ハ、糸、糸、と、て、文
と、ゆ、く、上、刺、と、い、ふ、ゆ、り、い、ま、の、意、も、同、し、今、の、意、の、上、刺、ハ、
上、下、ハ、右、も、い、め、り、古、き、ハ、左、斗、り、に、あ、る、純、別、態、野、新
宮、の、神、室、の、中、ハ、古、き、平、緒、何、り、左、右、と、か、り、小、上、刺、あり、を

上下の道に地の色、浅紅にして繡は唐草の如きなり。総の
の飾りたるも菅家の像は、結平緒と画し、岳の二つり
さゆり多る御女画は、平緒と乃ちなり。

たりの事

一 ちかハ武官の如きハ帯也さるゆり文官もも勅授
一 帯釵の宣下ありハ帯はさるゆり菅公ハ寛平九年六月十九
日任權大納言兼右近衛大將昌泰二年二月十五日任右大臣
右近衛大將如元祿五年ハ菅公従二位右大臣兼右大將の時の
任太宰權帥太宰帥ハ文官也公式令云五衛府軍團及
諸帶仗者為武

本註云太宰府三閣及内舎人不在武

限 義解云謂文云不武限即合帶仗既奉 自餘並為文也
内舎人亦中務丞以上准而須知

文と人並ハ太宰帥ハ文官なりとも帯釵の官也菅家を
宰相権帥の時の像も亦帯釵少画じちかハ府繪たりと画く
魚し螺鈿珠玉如との華飾ハありあり

表袴の事

一 後代聽禁色人ハ有文の表袴と著(非色の人ハ禁色とも
平緒と用也無文の如し)上古ハ世々列は本朝文粹善相
公の意見封事ハ臣伏見貞觀元慶之代親王公卿皆以

生筑紫結為夏斤衫曝絶為表袴とんありねまハ無文ハ
古袴なり善相公ハ三善清行也延喜の時代の人也其ハ表
袴も有文なりしむ後右の古袴とて成りてさきハ菅
公の像の表袴有文ハ画くべし

笏乃事

一延喜式ハ凡五位以下通月牙笏白木笏前誑コナリ後直六位
以下官人用木前挫後方と云えあり菅公の像の笏ハ牙
笏の御も木笏の御も画く一前挫ハ笏の方ハ妙甲
高くふくくこと付る事歟六位以下の笏前挫と云ハ前の方

畫きしむるありけり
誑モ挫モ笏ノ
堅ヲ以テ云
さきくの笏別ハ繪ハ
畫きしむ

皆の事

一菅公席上に立ちしハ像するハ襪よりけり皆とハ画く
べか〜ハ又同〜座〜像するハ丈ハ長ハ画くべし
丈ハ居ハあきと
前より細むなり
世時ハ襪より画くべし又庭より立給ハ
像するハ襪のよハ皆と画くべし

菅丞相面軀の事

一凡古人の像其人のす〜付其顔とんて字一画多ハハ
違子不那〜その人死〜信ハ画ハその顔違子

有徳の賢人をもその人な世の間の徳儀行跡もはて君子
小人善人悪人相應よその面影と画くや菅公の文徳
有徳の賢人をも君子の氣象ある人をもかゝはしけ
い顔色もやも柔和ゆき威ありと極くいけたかく
画し年五十余歳をかり小ものやうに肉置として髪
も髪も少く白髪交るや髭と画くは眉と併ぐかゝ
鬚と画くは眉の鬚とそり眉とぬき髪鬚と
付る事、鳥羽院の御世より始りし御人藤原の御代
多りし是後代好色の悪風信めて多羽院御代は
てしと根はく懐りて鬚も形りたすむと云々
信て菅公の顔と併ぐ眼とたに目張と腫子と併り
あけ鬚とくいさなり怒まると顔をも取らせ小人悪味
の人おの毛も少く君子の心と知れしとあは
しき事とぼくりにし併り多くと云々画くは
併りたりせよ菅公の自画の像なりといふ也右の
まゝ画けるは後人の偽画なり信する事なす

渡唐天神の像の事

一 渡唐の天神の像といふあり菅公唐へ渡りたりし事
ハるるなり聖一國師は菅公傳多し居候と其後國師の

后位の跡めて地より石と堀りたるは聖一と天神との物
借と書付てあり天神を和尚と佛法と傳授せしむる聖一
云愚僧ハ徑山寺少僧法と聞き我師ハ徑山寺少僧あり
公もまづ我師少僧を法と傳授せしむる天神終ハ後唐で
無準少僧を受て僧の衣裳と着て梅花一枝を携て來
臥屋一お見て無準少僧を受あるよしと傳ふる事あり自
憶ふ少僧と書記する東福の愚極も少僧付化せりまづ
惟肖の天神の贊云我ハ世事不審好まざるも絶海こ少僧
して昔ま少僧ハ少僧に任せて贊之と云羅山先生口語と東見紀
ありあり石の天神後唐にて事ありと受ある事ありし
の石も紀しありしと少僧ハ例の僧の姿なり信より少
多しハ凡僧ハ奇妙ハ思議と好む事後と作を欺く者也

菅家の像天神の像と云事

一位吉慶舟云土佐画工の家少ハ菅公在生の付の像と云
菅家の像と云薨後北野少祭らまじり像と云天神
の像と云少と少とあり少とあり少とあり少とありハ天満大自在
天神と云稱と云吾も思しん少と云上右ハ若少ハあ海川
か少と云少と云天神なり長少と云少と云少と云少と云少と云地神也
天地の稱と云少と云若少の尊早と云分て少なり菅公ハ長也
何ぞ天神の位なりや少ハ稱して菅神と云

安永九年庚子十月廿六日燈下書畢

伊勢平藏貞丈述

勢語臆断別勘

一乃巻

びー鏡さるがまかけたのむよいとよめつらむうらむし
 契伸は鏡ハさよとくバささかめをばけあり
 掛け注めやまりぬり鏡とハかきとくそくさきとこい
 くるさきハけ款めさきかきしとよありけ頃の款も
 鏡鏡かきありめやともあり又ほみ引けるちね奇
 よめあもあもかきさき鏡とあめよハあもあも
 かきさきさきさきさき略語あり 鑑 艸 和名抄ニのみは
 よもさきさきさきさき 逆 艸 和名抄ニ智 少伎あり半よ